

### 高齢者・障害者のための無料法律相談

相続、遺言、権利侵害、その他トラブルなど、法的な問題について弁護士が無料で相談に応じます。

【日時】9月23日(水)、10月28日(水) 午前10時～正午

### 成年後見専門相談

成年後見制度や任意後見制度について専門家が無料で相談に応じます。

【日時】9月9日(水)(社会福祉士) 10月14日(水)(弁護士) 午後1時30分～3時30分

\*上記、高齢者・障害者のための無料法律相談及び成年後見専門相談は、事前に電話で相談内容を確認の上、予約を受け付けます。定員になり次第締め切ります。

【開催場所・問合せ・申込先】清瀬市コミュニティプラザひまわり(2F) きよせ権利擁護センター ☎042-495-5573

### 地域福祉権利擁護事業生活支援員募集

高齢者や障害者のお宅を訪問し、福祉サービスの利用手続きや日常金銭管理の支援を行う業務です。

【勤務形態】登録制(清瀬市社会福祉協議会臨時職員)

【勤務時間】平日のうち月数回 1回につき2～3時間程度の勤務

【時給】1,020円

【応募資格】①満20歳以上の方

②高齢者や障害者への理解がある方

【説明会】次のいずれかにご参加ください。(事前電話予約)

9月24日(木)午前10時～11時

9月30日(水)午後2時～3時

場所:清瀬市コミュニティプラザひまわり社協201室

【申し込み】説明会に参加後、所定の採用試験申込書により、社会福祉協議会へ提出してください。

【問合せ】きよせ権利擁護センター ☎042-495-5573

## お知らせコーナー

### 手話講座(初級)参加者募集!

手話奉仕員(市内の聴覚障害をお持ちの方を支える人)を養成するための講座です。簡単なコミュニケーションがとれることを目指します。

【対象】市内で活動できる方

【定員】12名(先着順)

【日程】令和2年10月23日・30日、11月6日・13日・27日、12月4日・11日・25日、令和3年1月8日・15日・22日、2月5日・12日・26日、3月26日、4月2日・9日・23日・30日、5月7日・14日・28日、6月4日・11日・25日、7月2日・9日・16日・30日、8月6日 いずれも金曜日 午後2時～3時30分

【場所】きよせボランティア・市民活動センター

【講師】東京手話通訳等派遣センタースタッフ

【参加費】9,000円(全30回分)

※別途テキスト代3,300円(お持ちの方は不要)

【問合せ・申込先】

きよせボランティア・市民活動センター

☎042-491-9027 またはホームページの申込フォーム

### 「認知症サポーター養成講座」

認知症を正しく理解し、温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。基本的な知識や対応を学べる講座になっておりますので、お気軽にご参加下さい。

【日時】9月10日(木)午後7時～8時30分

【場所】生涯学習センター

【定員】40名(先着順)

【問合せ・申込先】

きよせ社協地域包括支援センター

☎042-495-5516



## 人と人がつながる 人と活動がつながる きよせボランティア・市民活動センター

「何か清瀬でできることがないかな」「ボランティア・市民活動をしているがちょっと困っている」というときは気軽にご相談ください。



### ボランティア紹介

ボランティアが必要な方(場)と活動したい人の力や思いを繋ぎます。

### 市民活動サポート

清瀬を良くする活動を広げるため、活動相談、活動場所や備品貸し出し等を行っています。



### 講座の実施

活動を始めるときや、活動継続に役立つ講座を実施しています。市報等でご確認ください。

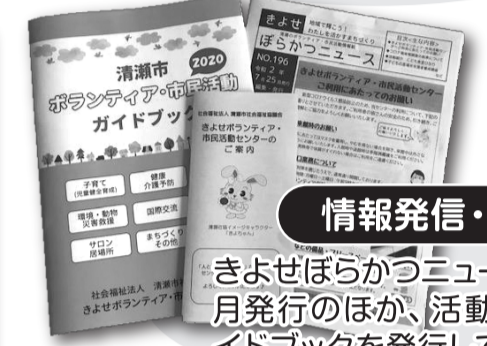
### 災害ボランティア

大規模災害発生時には災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援を行います。



### 保険の受付

ボランティア保険と行事を主催する場合の事故に対応する行事保険の受付をしています。



### 情報発信・提供

きよせぼらっくニュースの毎月発行のほか、活動団体ガイドブックを発行しています。

【問合せ】きよせボランティア・市民活動センター ☎042-491-9027

【開所日】月曜日～土曜日(年末年始・国民の祝日を除く) 9時～17時

## フードバンク きよせ

### 食品等をお寄せください

生活にお困りの方や、食に関する地域活動を応援するために、7月15日から「フードバンクきよせ」がスタートしました。この1か月間でのべ9世帯13名の方へ食糧支援を行うとともに、福祉施設や食に関わる支援活動を行う4団体に食糧の提供を行いました。引き続き、食品等を通じた支援を必要としています。みなさまのご協力をお待ちしています。



### 募集品 お米、レトルト食品、インスタント食品、乾麺、調味料、お菓子、飲料など

※未開封で賞味期限が1か月以上残っており、常温で保存可能なものをお願いします。  
※ティッシュペーパーや石鹸などの生活必需品もお受けしています(詳細はお問い合わせを)

受付 清瀬市社会福祉協議会(コミュニティプラザ内) きよせボランティア・市民活動センター

問合せ 清瀬市社会福祉協議会 ☎042-495-5333

## 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活にお困りの方へ

重要

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金(特例貸付)と総合支援資金(特例貸付)の受付は9月30日に終了いたします。

- 書類に不備等があり、書類の確認や再提出により、締め切り日を過ぎてしまった場合、借入できないことがあります。期日には余裕をもってご相談ください。
- 緊急小口資金と総合支援資金を同時に申し込むことはできません。
- ご相談は予約制になりますので事前にお電話をお願いします。
- 制度や申込方法など、詳しくは下記にお問合せください。

【問合せ】清瀬市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎042-495-5333

### ★社協で行っている教育支援資金貸付のご案内★

【貸付対象校】学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(高等課程・専門課程)

教育支援費(授業料等)	月額上限額			
	高等学校 専修学校 (高等課程)	高等 専門学校	短期大学 専修学校 (専門課程)	大学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 就学支度費(入学金)	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円
	500,000円以内			

○未払いである場合を貸付対象とします。  
○日本学生支援機構・東京都育英資金・母子及び父子福祉資金などのご利用が優先となります。  
○手続きには一ヶ月程度かかりますので、お早めにご相談ください。  
○貸付にはその他条件があります。詳細は下記へお問い合わせください。  
※その他の資金につきましては、ホームページをご確認ください。

## 進学のための教育資金

受験生や保護者などが進学を考えるにあたって、教育資金、資金の種類、申込時期を知っていただき、早い段階から計画的に進めることで経済的な理由で進学をあきらめることのないよう個別相談に応じます!

【対象】清瀬市在住の大学・高校受験を控えている方、保護者等

【日時】平日9:00～17:00の間、ご希望の時間

【場所】清瀬市社会福祉協議会(コミュニティプラザ2階)

【問合せ・申込み】清瀬市社会福祉協議会 地域福祉係

☎042-495-5333



## たまてばこ

このコーナーでは健康や福祉、ちょっとした生活のお役立ち情報などを幅広く紹介していきます。

季節の区切りに無病息災や子孫繁栄、五穀豊穡などを願って神さまにお供え物をしたり邪気をはらう行事を「節句」といい、奇数が連なる日を「五節句」といいます。中国では古来より奇数を陽数といい縁起が良いとされ、その陽数が連なる

- 1/7 人日(じんじつ)の節句・七草の節句  
... 新たな年の始まりに一年の健康を願う。
- 3/3 上巳(じょうみ)の節句・桃の節句  
... ひな祭りとして受け継がれている。
- 5/5 端午の節句・菖蒲の節句  
... こどもの日として国民の祝日となっている。
- 7/7 七夕(しちせき)の節句・笹竹の節句  
... 豊作を願い、縫製や染織の技術向上を願う。今は短冊に願い事を書いて笹に飾る夏の行事となっている。

## 9月9日

る日をお祝いしたのが五節句の始まりです。

陽数のなかでも最も大きな「9」が重なる9月9日を「重陽の節句」と言い大変めでたい日とされた反面、陽の気が強すぎるとされ、無病息災や子孫繁栄、厄除け、邪気払いなどを願うようになりました。重陽の節句は「菊の節句」とも言います。旧暦の9/9は今の10月中旬にあたり菊の花が美しい季節です。古来、菊の花は薬草としても用いられ健康と不老長寿の象徴とされ、菊の花を飾り菊酒を酌み交わしましたが、新暦に変わり季節感が合わなくなり重陽の節句を祝うことがなくなってきています。9月9日は重陽(菊)の節句です。ほかの五節句に比べてなじみの薄い節句ではありますが、家族の健康を願ってみてはいかがでしょうか。

